

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
1月27日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定 (環境政策課) 三

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 三

管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 三

○公告

山口県労働委員会の任命 (労働政策課) 四

県管後ヶ迫地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧 (農村整備課) 四



山口県告示第十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年一月二十七日から同年二月十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鉄株式会社
住 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鉄株式会社下松事業所
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十六号の電
気めつき施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の構造及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更する
ことにより、次の表のとおり変更を生じる。
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項目		構 造			使用の方法	
	変更前	変更後	能 (t / 月)	工 事 着 手 日 定	工 事 完 成 日 定	使 用 開 始 日 定	間 隔 時 間 の 使 用 方 法 の 変 更 要 求
六六	二、九〇〇	六、〇〇〇	(既 設)	(既 定)	(既 定)	(既 定)	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
〃	二〇〇	二〇〇	(既 設)	(既 定)	(既 定)	(既 定)	〃

備考 「六六」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十六号の電気めつき施設をいう。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)		
			変更後	変更前	最大	常	最大	常	
〃	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	九〇五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	一二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	一八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	一七・一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	二二・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	一・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三・四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五八、〇二六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	五七、四四九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	六八、二六七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	六八、七九六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和五年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

光市大字島田字八幡三四三四の一部

二 特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、ニークロロ四・六ービス(エチルアミノ)ー一・三・五ートリアジン、シアン化合物、N・Nージエチルチオカルバミン酸Sー四ークロロペンジル、四塩化炭素、一・二ージクロロエタン、一・一ージクロロエチレン、一・二ージクロロエチレン、一・三ージクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、テトラメチルチウラムジスルフィド、一・一ートリクロロエタン、一・一・二ートリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素

及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

山口県告示第十四号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一條の四第二項の規定により、次の講習会を管理理容師資格認定講習会として指定した。

令和五年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

令和五年六月十二日(月曜日)から同月二十六日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市小郡令和一丁目一番一号 KDDI維新ホール

四 講習会の受講料

一万六千円

山口県告示第十五号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和五年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の主催者

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号

二 講習会の開催期間

令和五年六月十二日（月曜日）から同月二十六日（月曜日）まで

三 講習会の開催場所

山口市小郡令和一丁目一番一号 KDDI 維新ホール

四 講習会の受講料

一万六千円



(七) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項の規定により、令和五年一月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

令和五年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

区分	氏名	職名
----	----	----

使用者委員	阿野 徹生	山口県経営者協会専務理事
-------	-------	--------------

〃	岡藤智加子	株式会社岡藤組代表取締役社長
---	-------	----------------

〃	田村 充正	萩ブランド協同組合理事長
---	-------	--------------

〃	中田 敏宏	株式会社宇部興産総合サービス顧問
---	-------	------------------

〃	西木 央	株式会社トクヤマシニアアドバイザー
---	------	-------------------

労働者委員	伊藤 正則	エヌ・ティ・ティ労働組合中国総支部山口分会 特別執行委員
-------	-------	---------------------------------

令和五年一月二十七日印刷
令和五年一月二十七日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

〃	徳野 啓範	日本基幹産業労働組合連合会山口県本部 委員長
---	-------	---------------------------

〃	中元 直樹	山口県電力総連参与
---	-------	-----------

〃	長山 文字	U Aゼンセン山口県支部支部長
---	-------	-----------------

〃	榎本 康仁	全日本自治団体労働組合山口県本部 執行委員長
---	-------	---------------------------

〃	有田 謙司	西南学院大学法学部教授
---	-------	-------------

〃	近本佐知子	弁護士
---	-------	-----

〃	通山 和史	弁護士
---	-------	-----

〃	濱崎 大輔	弁護士
---	-------	-----

〃	平中 貫一	山口大学名誉教授
---	-------	----------

(八) 県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年一月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営後ヶ迫地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年一月三十日から同年二月二十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課